

短期給付等に係る標準処理期間について

平成 26 年 8 月 1 日

趣旨

行政手続法が平成 6 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、公立学校共済組合運営規則第 5 条により支部において処理することとされている事項のうち、短期給付等に係る事項について、山形支部の標準処理期間を設定するものである。

標準処理期間

(1) 組合員の資格に関する事項

区分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	14 日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	14 日
任意継続組合員資格の喪失	14 日
資格喪失証明書の発行	14 日
上記証の記載事項の訂正	14 日
上記証の亡失等による再交付	14 日

(2) 被扶養者の資格に関する事項

区分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	14 日
被扶養者の取消	14 日
上記証の記載事項の訂正	14 日

被扶養者の亡失等による再交付	14 日
----------------	------

(3) 給付・支給等に関する事項

区分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
移送費・家族移送費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
家族療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
高額療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
入院時食事療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
入院時生活療養費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
出産費・家族出産費の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
埋葬料・家族埋葬料の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給
傷病手当金の支給	49 日	毎月 21 日までのものを翌月初旬支給 毎月 22 日以降のものを翌々月初旬支給

出産手当金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
休業手当金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
育児休業手当金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
介護休業手当金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
弔慰金・家族弔慰金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
災害見舞金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
結婚手当金の支給	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給
前納された任意継続掛金の還付	49日	毎月21日までのものを翌月初旬支給 毎月22日以降のものを翌々月初旬支給

(4)その他に関する事項

区分	標準処理期間
標準負担額減額認定証の交付	7日
特定疾病療養受療証の交付	7日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	7日
高齢受給者証の交付	7日
上記証の記載事項の訂正	7日
上記証の亡失等による再交付	7日

支払未済の給付請求	30日
第三者の行為による損害の賠償請求	30日
レセプトの開示請求	30日

(注)標準処理期間とは、申告書等が所属所に受理されてから、交付または支給までの処理に要する期間であり、書類不備等により是正を求める補正期間は含めないものとする。